

Human Rights Risk Report -Stakeholder Engagement Programme-

CRT日本委員会¹は、2011年に国連で採択されたUN Guiding Principles (UNGPs) において企業に求められている「尊重」と「救済」を浸透・普及しやすいように、2012年より以下のCRTメソドロジーを開発し、実践してきました。

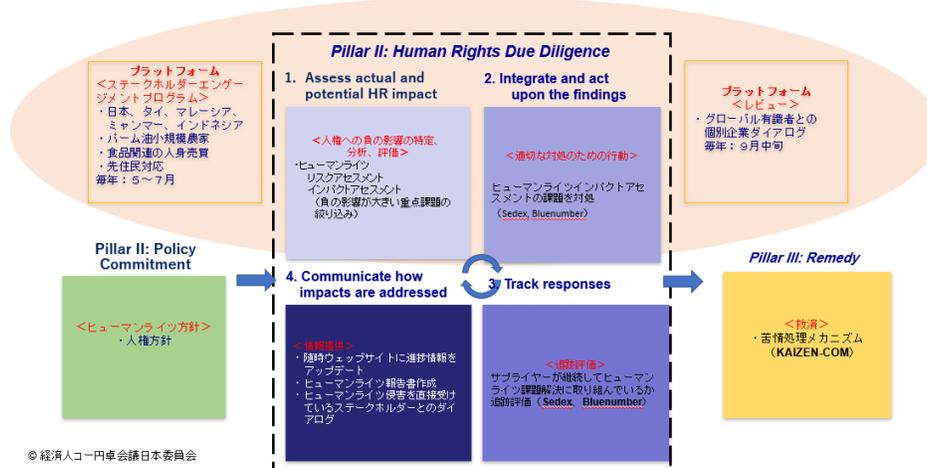
UNGPsは、すべての企業は人権を尊重する責任を負うことを明確にした上で、人権尊重責任を果たしていくためには、企業活動による人権への負の影響の特定し、防止し、軽減し、そして対処していく「人権デュー・デューデリジェンス」を実行することを求めています。

I. CRT Methodology of Human Rights Due Diligence

この人権デュー・デューデリジェンスを企業に進めていくためには、その全体のフレームワークのプロセスをシンプルに見える化できるようなものを作成しなければ難しいと考え、以下の手法 (methodology) を考案しました。

個別企業向けフレームワーク&プラットフォーム

国連の「ビジネスとヒューマンライツの指導原則」の観点から見たヒューマンライツデューデリジェンスのプロセス



¹ CRT日本委員会は、スイスのCauxで1986年に創設されて、企業の社会的責任の浸透普及に努めています。常時中立な立場で、企業とステークホルダーの橋渡し、日本と世界の橋渡しをしながら、お互いの信頼関係を構築できるプラットフォームとフレームワークを作り上げています。そして、CRT日本委員会は“自らを正し、誰が正しいではなく、何が正しいのか”を理念に、以下の3つの柱（共生、人間の尊厳、ステークホルダーとのエンゲージメント）を念頭におきながら活動しています。

この「個別企業向けフレームワークとプラットフォーム」を実践していく中で、企業が単独で行えるための“フレームワーク”と企業や NGO 団体など一緒に連携していくための“プラットフォーム”を構築することにしました。

1. プラットフォーム：

- ・ステークホルダーエンゲージメントプログラム【2018年5~7月】
⇒日本、タイ、マレーシア、ミャンマー、インドネシア
- ・有識者とのレビュー【2018年9月12~13日】
⇒ビジネスと人権に関する国際会議@東京

2. フレームワーク：（適宜個別企業での対応）

- ・Pillar II Human Rights Policy：人権方針
- ・Pillar II Human Rights Due Diligence：優先すべき人権課題の抽出（負の影響を特定）
- ・Pillar III Remedy：苦情処理メカニズム（KAIZEN-COM）

このレポートでは、プラットフォームの取り組みについてご紹介します。

II. プラットフォーム：ステークホルダーエンゲージメントプログラム（以下、SHE）

1. SHE に至った背景

企業がなかなか真剣に取り組めなかった大きな理由の一つに、人権侵害を受けている人からのメッセージを企業に伝える間に、多くのステークホルダーやアクターなどが介在し、その真意が伝わらず、企業側が具体的に何をして良いのか分からなくなっていました。こうした中で、当会は企業とステークホルダーとの橋渡しをするために中立的な立場で、まずは双方で対話（Dialogue）できるプラットフォームを構築すべきだと考えました。

そこで、企業がいきなり人権侵害を受けている人（Rights-holder）との対話よりも、その前に NGO 団体や専門家などとのダイアログを実施し、UNGP s の理解とステークホルダーと対話によって信頼関係を構築できるという経験値を得ることが先決だと判断し、2012年にステークホルダーと企業が集まるプラットフォームを構築しました。これが「ニッポンコンソーシアム」の始まりでした。当初は、手探りの中でしたが、多くの企業と NGO 団体や専門家ワークショップのような形で、双方での学びの場を大切にするため、お互いに“公平性”、“誠実”、“正直”の3つを守り、またチャタムハウスルール（Chatham House Rule）を取り入れることで活発に対話することができました。今後



2018年以降は、より人権侵害を受けている方々と直接対話して対処できるようにステップアップしていく予定です。

2. SHEの概要

SHEの参加者は、企業、NPO/NGO、学識有識者等が集い、お互いに人権問題が発生する文脈、事業活動と人権との関連性、重要な人権課題、及び人権に配慮した事業活動の重要性などについて理解を深めてきました。また、本プログラムで議論された内容については、グローバルにパブリックコメントを求め、そのコメント内容を反映した「業界毎に重要な人権課題」を毎年発行しています。本プログラムは、個別企業にとって自社の人権デュー・ディリジェンスの取り組みを推進していく上での基盤となっています。



<実績>			
年	参加企業	NGO	合計人数
2012年	39社	11団体	68人
2013年	15社	12団体	35人
2014年	34社	17団体	68人
2015年	48社	17団体	98人
2016年	40社	14団体	73人
2017年	23社	17団体	67人

なお、2012年～2017年のSHEの最終報告書は、以下のURLに掲載しております。

http://crt-japan.jp/project-overview/stakeholder_engagement/report_doc/

3. アジア諸国への展開

その後、このダイアログで抽出されてきた人権課題が日本だけでなく、日本企業のサプライチェーン上に潜在的リスクが見えてきたことを受け、より現地のアジア地域でこのSHEのプログラムが実施できないか現地でイニシアティブを発揮している団体（例えば、タイであればMarimo5など）と2014年頃から模索してきました。その結果、2016年より日本企業のサプライチェーンが多く実在しているタイを皮切りに、2017年にはタイに加え、マレーシアとミャンマーでもステークホルダーとのダイアログを実施しました。また、2018年に上述の3か国に加え、インドネシアでも実施する方向で検討しています。

この現地でのダイアログを通じて、特に日本から参加した企業の方々が、直接現場で起きている声を生で聞き、その課題の本質を理解できることに加え、共通項や目指すべき道筋を見出すことでできてきました。そして、徐々に企業が現地で活躍して NGO 団体との信頼できるパートナーと連携して人権侵害を受けている方々へのことができました。

今後のステークホルダーとのエンゲージメントに向けた挑戦

・ダイアログの開催地を 5 か国へ

2018 年に向けては、日本、タイ、マレーシア、ミャンマーに加え、インドネシアでも開催する予定です。この SHE プログラムにおける今後の課題は、具体的な人権侵害に対処するために、企業と NGO 団体がパートナーシップを締結できる場を構築していくことです。

・3つのエンゲージメントプログラム

特にパーム油の小規模農家、人身売買、先住民の人権侵害については、企業とステークホルダーの双方が連携しながら、人権侵害を受けている Rights-holder へ対処することができるようにしていきたい。

Ⅲ. プラットフォーム：有識者とのレビュー

2013 年より毎年 9 月に開催している「ビジネスと人権に関する国際会議 in TOKYO」では、世界から「UNGPs」の実戦部隊（プラクティショナー）のメンバーを招へいして、数日間にわたってグローバルトレンドや先進企業の取り組み事例を日本に紹介する一方で、日本での取り組み事例を紹介するなど、双方での学びの場を提供してきました。

そして、この国際会議の期間中に、世界からのプラクティショナーと個別企業がダイアログするセッションを設けてきました。

例えば、2017 年 9 月 11～15 日では、「ビジネスと人権」に関するセミナーや会議などを約 1 週間東京で開催しました。

9月11日(月)：午前「CRT パートナーセッション ～最先端の人権デュー・ディリジェンスツールを学ぶ～」 ⇒SEDEX, Bluenumber, ELEVATE, Verisk Maplecroft のご紹介 午後「Corporate Human Rights Benchmark に関するコンサルテーション・フィードバックセッション」
9月12日(火)：「責任あるサプライチェーンの実現に向けて：SEDEX を活用するメリット」 「個別企業とのダイアログセッション part1」
9月13日(水)：「Mega-Sporting Event Forum (2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて)」
9月14日(木)：「個別企業とのダイアログセッション part2」
9月15日(金)：「ビジネスと人権に関する国際会議 in 東京」 http://crt-japan.jp/conference2017/

この9月12日と14日に実施されました個別企業とのダイアログ（Part 1&2）では、各社が1年間取り組んできた成果を1社90分の中で、有識者にレビューして頂き、双方でディスカッションしながら、今後何をすべきか色々とアドバイスをして頂きました。この個別企業のダイアログを通じて、各社は今後何をすれば方向性を定めることができ、後日当会とフォローアップミーティングをしながら、より具体的なアクションプランを策定し、実践していきます。

IV. 継続は力なり！

当会では、企業がこの「ビジネスと人権」に取り組んでいくためには、以下の2つのフェーズに分けて実施してきました。

- フェーズ1：マルチステークホルダーやプラクティショナー（実践している方々）とのダイアログを行い、理解を深めていく。
- フェーズ2：人権侵害を受けている方々とのダイアログを通じて、課題を解決するために何をすべきかプラクティショナーやNGO団体と連携策を構築する。

この取り組みは、2012年からSHEプログラムを開始し、その後このパブリックコメントを募集したところ、多くの方々からのコメントを頂いてきました。そして、翌年の2013年から日本での取り組みを世界にも情報発信したいと思い、東京で9月に国際会議を開催しました。この国際会議に参加された海外の有識者からの推薦もあり、2014年の冬に国連が主催するスイス・ジュネーブでの「UN Forum on Business and Human Rights」でこのSHEの取り組みを発表する機会を得ることができました。

“継続は力なり”ということわざがある通り、毎年このSHEの取り組みを続けていくことに意義があると感じています。とりあえず、私としては2022年まで（10年）実施してみてどのような成果があったのか振り返られるように引き続き努力していきます。従って、もしご関心があれば、色々と連携して社会に大きなインパクトを及ぼしていきたいと思っています。

CRT 日本委員会 専務理事兼事務局長
石田 寛